

北広島町観光シンボル使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北広島町観光シンボル『「観光キャッチフレーズ」「観光ロゴ」「イメージキャラクター花田舞太郎」「伝統芸能PRロゴ・イラスト」』（以下「観光シンボル」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 観光シンボルを使用しようとする者は、あらかじめ「北広島町観光シンボル使用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を北広島観光プロモーション実行委員会（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

- (1) 北広島町内の公共的団体が使用するとき。
- (2) 北広島町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が北広島町の観光をPRする目的で使用するとき。
- (5) その他、会長が適当と認めたとき。

2 前号に該当する場合においても観光シンボルを商用目的で使用する場合には、事前に実行委員会と協議すること。

(承認の範囲)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 北広島町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 北広島町の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 観光シンボルを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、会長が不適切と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 観光シンボルを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 観光シンボルが掲載された商品（パッケージを含む）又は印刷物を発行した者は、北広島町の推奨を表すものでない旨をホームページ等に記載するものとする。

3 観光シンボルを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第6条 観光シンボルの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらためて申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の取り消し)

第7条 会長は、観光シンボルの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

3 前2項の規定は、第2条により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、観光シンボルの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

2 観光シンボルの使用承認を受けた者が観光シンボルの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、観光シンボルの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年2月18日から施行する。

附則（平成27年11月1日改正）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則（令和8年6月1日改正）

この規程は、令和8年6月1日から施行する。